

栃木県労働基準協会連合会

令和5年11月1日

第68号

発行

(一社)栃木県労働基準協会連合会

〒321-0933 栃木県宇都宮市築瀬町1958-1 栃木県建設産業会館4階

TEL: 028-678-2771 FAX: 028-678-2775 Email: info@tochikiren.or.jp

http://www.tochikiren.or.jp

発行人

専務理事 堀澤俊孝

印刷 鈴木印刷株式会社

とちぎ労基連トピックス①

令和5年度栃木地方産業安全衛生大会が盛大に開催されました



松下 正直 連合会長



奥村 英輝 労働局長



(株)ミットヨ清原工場長 (右)



記念講演 菅原 道信 講師

令和5年10月3日(火)に、宇都宮市文化会館小ホールにおいて、令和5年度栃木地方産業安全衛生大会が栃木労働局及び各労働基準監督署主唱、県内各労働災害防止団体主催の下で関係者ら約350名が参加して盛大に開催されました。

冒頭、労働災害で殉職された方々に対して参加者一同で黙とうを捧げた後、東泉清寿林業・木材製造業労働災害防止協会栃木県支部長の開会のことばで始まりました。

最初に主催者を代表して、松下正直(一社)栃木県労働基準協会連合会会長が挨拶に立ち、「栃木県内の休業4日以上労働災害の発生状況は、再び増加傾向に転じ、死亡者数も高止まりの状況が続いていることに加え、労働衛生面や2024年問題など依然として多くの課題が山積している。本大会を契機に、労使が一丸となって安全第一、災害ゼロで行くという意志を強固にし、安全安心で働きやすい職場づくりに邁進することを参加者一同共に誓い合いたい。」と力強く訴えました。

次に奥村英輝栃木労働局長が主唱者として挨拶に立ち、「栃木県内の休業 4 日以上労働災害は、昨年は一旦減少したものの本年は再び増加に転じるなど憂慮すべき状況が続いている。新たにスタートした第 14 次労働災害防止計画の推進に加え、通年実施をお願いしている「A ない声かけ運動! プラス」への取り組みと製造業、建設業、第三次産業で増加している、転倒や墜落・転落、挟まれ巻き込まれ災害防止対策の一層の強化をお願いしたい。」と会場の参加者に対し、災害防止活動の強化が要請されました。

第一部の表彰式では、栃木労働局長表彰、主催団体である各災害防止団体長の表彰と伝達等が行われました。

ご来賓として、栃木県知事、(一社) 栃木県経営者協会会長、日本労働組合総連合会栃木連合会会長のご臨席をいただき、皆様からご祝辞を賜りました。

受賞者を代表して、(株) ミットヨ清原工場長の川田洋明様から謝辞があり、その後、小牧伸敏建設業労働災害防止協会栃木県副支部長が大会宣言を読み上げ、参加者全員で労働災害の撲滅に向け誓いを新たにしました。

第一部は、石塚安民陸上貨物運送事業労働災害防止協会栃木県支部長の閉会の言葉で締めくくりました。

第二部では、特別講演として、栃木労働局の幸田和則健康安全課長様から「第 14 次労働災害防止 5 か年計画にご協力を」と題して、同計画の推進への協力が呼びかけられ、続く記念講演では、日光山輪王寺総務部長で照尊院ご住職の菅原道信様から、「法話～日光山の一僧侶として」と題して、日光山の歴史、輪王寺の成り立ちなどについて、NHK の大河ドラマとも絡めながらご講演をいただき、参加者一同、最後まで興味深く耳を傾けていました。(表彰者一覧、大会宣言は別掲)

大会宣言

新型コロナウイルス感染症の罹患による労働災害を除いた栃木県における労働災害は、昨年、転倒災害の減少により、休業 4 日以上の死傷者数が 2,062 人となり、一昨年より 27 人・1.3%の減少となったが、一昨年に続き 2 年連続で 2,000 人を超え、16 人の尊い命を失った。

一方、本年に入ってから、転倒災害が昨年比で増加に転じたこと等により、休業 4 日以上の死傷者数が昨年同期比で 10%以上増加しているという憂慮すべき状況が続いており、死亡災害の発生防止のほか、転倒災害防止のための取組を一層強化する必要がある。

労働者の健康をめぐる状況は、昨年、一般健康診断の有所見率が若干減少したものの、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者が後を絶たない状況にある。

これに加え、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立や職場における化学物質等による職業性疾病の防止は、引き続き大きな課題となっている。

こうした課題を克服していくためには、これまでの労働災害防止の取組や労働者の健康確保の取組を検証して、効果のあったものは、さらにそれらを強化し、低調であったものは改善する努力を続けていかなければならない。

栃木県内で働く人とその家族の共通の願いである、労働災害のない、安心して働ける職場環境を実現するため、本日ここに、労働災害による犠牲者をこれ以上出さないという強い決意のもと、関係者全員が一丸となり、全力をあげて労働災害の防止に取り組むことを誓う。

以上、宣言する。

令和 5 年 10 月 3 日

栃木地方産業安全衛生大会

令和5年度栃木地方産業安全衛生大会 受賞者名簿 (敬称略)

1 安全衛生に係る栃木労働局長表彰

優良賞	株式会社ミットヨ 清原工場 株式会社竹中工務店 北関東支店	ゼブラ野木工場再構築 1期新築工事
奨励賞	株式会社エイチワン 商品開発センター烏山 富士通株式会社 小山工場 東芝ライテック株式会社 鹿沼工場 株式会社アイ・ピー・ケイ 栃木工場 栃木力ネカ株式会社	バンドー化学株式会社 足利工場 藤倉化成株式会社 佐野事業所 株式会社広築 那須工場 株式会社吉野工業所 真岡工場
団体賞	本田栃木安全協会	
功績賞	赤羽 富士男 (前 宇都宮地区ゼロ災研究会 事務局長) 手塚 浩 (前 (一社) 真岡労働基準協会 副会長代理)	

2 栃木県労働基準協会連合会長表彰

安全功績賞	岩見 裕之 光野 孝行	山中 伸一朗 鈴木 悟	廣瀬 裕二 沼尾 茂	川田 靖 山田 潤
労働衛生功績賞	山田 耕司 湯澤 洋一	星 優美 角田 真路	大和田 直子 飯守 啓之	大塚 政行 木村 隆則

3 建設業労働災害防止協会栃木県支部長表彰

優良賞	株式会社鱒淵建設 陽東 3丁目停留所新築工事 磯部建設株式会社 有限会社小西建設	竹石建設株式会社 株式会社久保重機建設	機械建設株式会社 株式会社松本組 矢澤建設株式会社
功労賞	安西 達夫 高松 壽太郎		
功績賞	田仲 重啓 山田 高広	齋藤 雅幸 竹澤 治	保坂 弘 渡辺 憲一 安田 孝雄

4 陸上貨物運送事業労働災害防止協会栃木県支部長表彰

優良賞	株式会社宇都宮第一商事	有限会社風間運輸	有限会社春山運送店本社営業所
奨励賞	有限会社大谷石川運送 株式会社江連重機本社営業所 有限会社鈴木商事 有限会社三盛運輸本社営業所 藤栄運輸株式会社佐野営業所 有限会社鳥山商会本社営業所	長濱運輸株式会社本社営業所 株式会社トヨ一物流本社営業所 有限会社光観光バス 飯島倉庫株式会社佐野営業所 株式会社栃木佐野運輸	

5 林業・木材製造業労働災害防止協会栃木県支部長表彰

安全優良事業場賞	晃陽緑化株式会社	有限会社徳原木材	大貫林業	日光木材工業合資会社
安全功労賞	関口 弘 栗原 栄	土谷 英一	益子 和重	笹川 兼由

「過労死等防止啓発月間」の一環として 「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施します。

過労死等防止対策推進法及び「過労死等の防止のための対策による大綱」に基づく対策を推進し、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、これに対する国民の関心と理解を深めるため、11月の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるため、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定めています。

*「過労死等」とは、業務における過重な負荷による脳血管疾患もしくは心臓疾患を原因とする死亡、もしくは業務における強い心理的負担による精神障害を原因とする自殺による死亡またはこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害のことです。

11月1日(水)から7日(火)(11月4日(土)5日(日)を除く)は、
「労働条件相談ほっとライン」 **過重労働相談受付集中期間**です。

はい！ ろうどう
0120-811-610 (厚生労働省委託事業)
月～金 17:00～22:00 土日・祝日 9:00～21:00
<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/lp/hotline>

※ お近くの労働局・労働基準監督署（開庁時間/平日8:30～17:15）においても受付を行っています。

「特別労働相談」を実施します！
無料 過重労働解消相談ダイヤル

令和5年11月3日(金)9:00～17:00

なくしましょう 長い残業
0120-794-713

「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します

日時 2023年11月29日(水) 14:00～16:30(受付13:00～)
栃木県教育会館5階小ホール(栃木県宇都宮市駒生1丁目1番6号)



過重労働による健康障害を防止するために

①時間外・休日労働を削減しましょう。

●法律上、時間外労働の上限は原則月45時間・年360時間で、臨時的な特別な事情がなければこれを超えることができません。臨時的な特別な事情があつて労使が合意する場合(特別条項)でも、法律に定める上限を守らなければなりません。

●36協定(時間外労働・休日労働に関する協定)の締結に当たっては、労働者の代表(労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者)とともに、その内容が指針に対応したものとなるようにしてください。

②労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。

●健康診断体制を整備するとともに、健康診断を実施しましょう。
●長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。
※ 面接指導の対象は、労働安全衛生法において、「時間外・休日労働時間が1か月当たり 80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる者」とれています。

③労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置を実施しましょう。

●使用者は、労働時間を適正に把握するため、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドラインにより、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、これを記録しましょう。
①原則的な方法として 使用者自ら現認する。タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録してください。
②やむを得ず自己申告制で労働時間を把握する場合は、自己申告制を行う労働者や労働時間を管理する者に対しても自己申告制の運用ガイドラインに基づく措置について、十分説明を行ってください。
なお、自己申告時間と入退場記録やパソコンの使用時間等と著しい乖離がある場合には、実態調査を実施し 所定労働時間を補正してください。

令和5年度 年末年始無災害運動

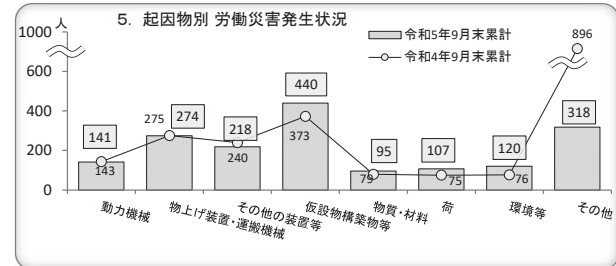
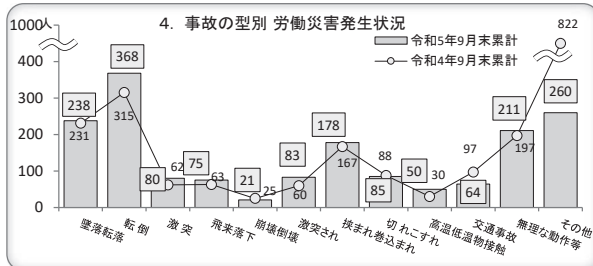
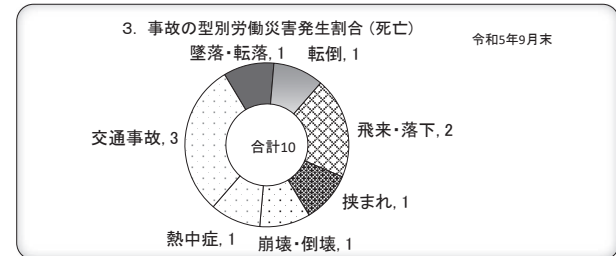
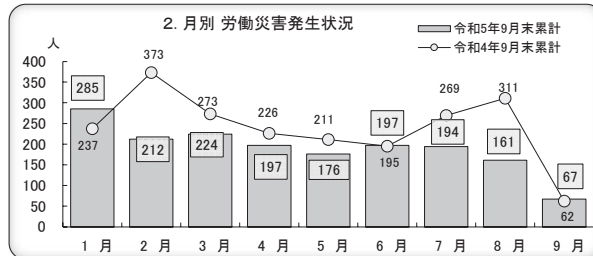
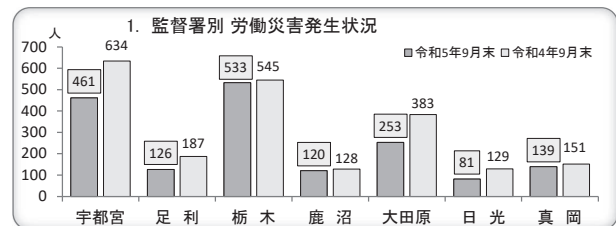
『健康と安全で 幸せつなぐ年末年始』
 年末年始こそ安全衛生活動を強化しよう！

(実施期間 令和5年12月1日～令和6年1月15日)

栃木労働局からのお知らせ② (健康安全課) 労働災害発生状況 (令和5年)

(令和5年9月末現在、新型コロナウイルス感染症り患による労働災害を含む)

区分	令和4年		令和5年		増減数	増減率(%)
	死傷者数	死者数	死傷者数	死者数		
全産業	2,157	12	1,713	10	-444	-20.6
製造業	433	2	408	2	-25	-5.8
建設業	164	5	145	0	-19	-11.6
道路貨物運送業 陸上貨物取扱	182	3	190	4	+8	+4.4
林業	17		17		-	-
第三次産業	1312	2	890	4	-422	-32.2



とちぎ労基連トピックス②

今年も「安全衛生教育促進運動」が始まります。
 『正しい知識で職場を安全・健康に！』

中央労働災害防止協会(中災防)では、令和5年12月1日から6年4月30日までを実施期間として、厚生労働省の後援を受けて「令和5年度安全衛生教育促進運動」を主唱・展開しております。この運動は、労働災害防止のために不可欠な安全衛生教育、とりわけ労働安全衛生法に基づく教育等を促進するため、平成25年度から中災防が提唱し展開しているものです。詳しくは中災防ホームページ (<http://www.jisha.or.jp>) をご覧ください。

また、厚生労働省では安全管理者・衛生管理者をはじめとして、各作業主任者、職長等の安全衛生に係る管理者や危険有害業務従事作業者に対する5年ごとの能力向上教育の実施を通達で定めています(H3.1.21基発第39号「安全衛生教育等推進要綱」)。これらに関する講習は、(一社)栃木県労働基準協会連合会及び、県内の各労働基準協会で実施しておりますので、事業主の皆様は、該当者の計画的な受講につきまして、もれの無いようご注意ください。

栃木労働局からのお知らせ③（賃金室）

【栃木県最低賃金】10月1日から時間額954円に改正しました

- 栃木県最低賃金は、栃木県の区域内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。
- 一般労働者はもちろん、臨時、パート、アルバイト等にも適用されます。
- 特定の産業には、特定最低賃金が定められています。

【お問い合わせ先】
栃木労働局労働基準部賃金室(028-634-9109)
又は最寄りの労働基準監督署

最低賃金引上げに向けて次の支援措置を設けています、活用ください。

*業務改善助成金:中小企業・小規模事業者が、事業場内で最も低い賃金を引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

(令和5年8月31日より制度が拡充され、利用しやすくなりました!)

[問合せ]業務改善助成金コールセンターTEL0120-366-440/栃木働き方改革推進支援センター

*働き方改革推進支援センター相談窓口:中小企業における労働環境整備、例えば、賃金規程の見直しや業務改善助成金をはじめとする労働関係助成金の活用などの相談対応

[問合せ]栃木働き方改革推進支援センターTEL0800-800-8100



業務改善助成金についてはこちら



事業主の皆様へ 賃金引き上げ 特設ページを開設!

詳しくはこちら

厚生労働省



栃木労働局からのお知らせ④（労働保険徴収室）

労働保険未手続事業一掃強化期間

11/1~11/30

『働きがいの そばには 労働保険。』

「労働保険」とは、労災保険と雇用保険とを総称したもので保険給付はそれぞれ別個に行われます。

1 労災保険給付に要した費用の一部を徴収することもあります

労災保険は、労働者が業務上又は通勤途上で負傷したり、あるいは不幸にも死亡された場合に労災保険法の規定により、負傷した労働者又は遺族に対し補償を行うもので、保険給付は労働基準監督署で行っております。

なお、事業主が故意または重大な過失により労災保険の保険関係成立届を提出していない期間中に労働災害が生じ、労災保険給付を行った場合、遡及して労働保険料を徴収するほか労災保険給付に要した費用の一部を徴収することとなっています。

2 失業した労働者の生活の安定と再就職を促進

雇用保険は、労働者が失業した場合に失業給付金の支給を行い、失業した労働者の生活の安定と再就職を促進し、併せて労働者の福祉の増進を図るための事業を行う制度で、保険給付は公共職業安定所で行っています。

3 労働者を使用する事業主は加入することが義務づけられています

「労働保険」は、労災保険法と雇用保険法の規程により、労働者を使用する事業主は、加入することが義務づけられていますので、まだ加入手続をされていない事業主は最寄りの労働基準監督署又は公共職業安定所で加入手続をしてください。

詳しくは、最寄りの労働基準監督署又は公共職業安定所にお尋ねください。

栃木労働局総務部労働保険徴収室

電話 028-634-9113

令和5年度 栃木労働局からの要請・依頼事項一覧（前回以降）

- ⑳ 5年8月8日付け 栃木労働局長
(趣旨)「定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に係る事業者と保険者の連携・協力事項について」の一部改正について(周知依頼)
- ㉑ 5年8月17日付け 栃木労働局長
(趣旨)「職場の健康診断実施強化月間」の実施について(協力依頼)
- ㉒ 5年9月1日付け 栃木労働局長
(趣旨)「栃木県最低賃金の改正及び賃金引上げ支援施策の周知広報について」(広報依頼)
- ㉓ 5年9月4日付け 栃木労働局長
(趣旨)「年次有給休暇取得促進期間」(10月)におけるご協力依頼について(広報依頼)
- ㉔ 5年9月20日付け 栃木労働局長
(趣旨)「栃木県最低賃金及び業務改善助成金の周知広報について」(広報依頼)
- ㉕ 5年10月2日付け 栃木労働局長
(趣旨)「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令に基づく保存交付機関の指定の更新等について」(周知依頼)
- ㉖ 5年10月5日付け 栃木労働局長
(趣旨)「作業環境測定記録のモデル様式の改正について」(周知依頼)
(個人サンプリング法用(粉じん用)の様式追加等の変更のお知らせ)

栃木労働局からのお知らせ⑤ (雇用環境・均等室)

Refresh!
もっと自分らしい
働き方
休み方

年次有給休暇を
上手に活用し
働き方・休み方
を見直しましょう

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

秋の休暇を
楽しんで
心に残る
思い出を。

10月は「年次有給休暇
取得促進期間」です。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組んでいます！！

栃木労働局雇用環境・均等室

令和4年10月28日に公表された「令和4年就労条件総合調査」によると、年次有給休暇の取得率(※)の調査結果は、令和3年が56.6%、令和4年が58.3%であり、近年は毎年上昇傾向にあります。

また、令和4年就労条件総合調査の特別集計を基に厚生労働省雇用環境・均等局総務課雇用環境政策室が作成したデータによると、栃木県の年次有給休暇の取得率は、令和3年が54.1%、令和4年が53.8%となっています。

労働基準法が改正(いわゆる「働き方改革関連法」が施行)され、平成31年4月から全ての事業場において年10日以上年次有給休暇が付与される労働者に対し、時季指定等により年5日の確実な取得が求められているところだ。

一方で、年次有給休暇は労働者の心身の疲労を回復させ、仕事と生活の調和の実現にも資することから、生産性向上につながり、事業場にとってもプラスとなる効果を有しています。

働き方・休み方の改善を継続的に行うためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇制度(次頁)の活用が効果的です。

労使一体となって年次有給休暇を上手に活用するために、この夏、これら制度の導入をご検討ください。

(※)「取得率」=取得日数計/付与日数計×100(%)

なお、取得率は1年間の実績ですので、調査年の前年の数値に基づきます。

例えば、令和4年の調査結果は、令和3年1月1日から令和3年12月31日までの数値に基づきます。

Refresh!

もっと自分らしい 働き方 休み方

年次有給休暇 を上手に活用し 働き方・休み方を見直しましょう


年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

1) 年次有給休暇付与計画表による 個人別付与方式の導入例

例えば、毎週金曜日に

年次有給休暇の計画的付与を活用すると？

年次有給休暇を土日と組み合わせると、連続休暇になります。また、 点囲みのような日に年次有給休暇をさらに組み合わせること(プラスワン休暇)も考えられます。



2) 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

5日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

15日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

3) 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定

それぞれの方式に関する労使協定や就業規則などの例は「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご確認ください ▶



年休取得促進
特設サイト

年5日の年次有給休暇を確実に取得しましょう。

全ての企業において、年10日以上年次有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させる必要があります。

労使協定によって時間単位の年次有給休暇の活用もできます。

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立ちます。

※分単位など時間未満の単位での取得は認められません。また、時間単位の年次有給休暇の取得分については、確実な取得が必要な5日間から差し引くことはできません。

建設業の一人親方等に対する安全衛生教育支援事業のお知らせ

建設現場においては、いわゆる一人親方等*も労働者と同様な作業に従事しており、労働災害と同様に業務中の災害も多数発生しています。その一因として、一人親方等は安全衛生に関する基本的な知識を十分に身に付ける機会を得られないまま、作業に従事している状況があると考えられます。

このため、(公社)全国労働基準関係団体連合会(以下「全基連」)では、今年度より厚生労働省委託を受け、一人親方等の業務の特性や作業の実態を踏まえた安全衛生に関する研修会を開催する他建設現場における技術指導の実施を通じて、一人親方等の安全衛生に関する知識習得と安全及び健康の確保を支援するための事業を展開することとしました。(※この事業の一人親方等とは、労働者を使用せずに土木、建築等の事業(大工、左官、とび職など)を常態とする者で、中小事業主、役員、家族従事者を含むもの。)

事業の内容

①建設業の一人親方等に対する『安全衛生教育研修会』の開催

受講無料!

- ・令和6年2月までの間、全国で約30回、建設業の一人親方等を対象とした研修会を開催。
- ・当連合会主催の研修会や自治体主催の研修会に無料でご参加いただけます。
- ・一定の参加者数が見込まれる場合は、法人や団体等での個別開催も受け付けます(先着順)。
- ・研修会の修了者には、厚労省委託事業の研修修了を証する修了証や修了シールを交付します。

②建設現場における一人親方等に対する『技術指導』の実施

- ・令和6年1月末迄の間、本事業の指導員が全国の2,000現場以上を対象に技術指導を実施。
 - ・建設現場の実務に精通し、一人親方等の業務に理解のある指導員によるアドバイスの実施。
 - ・安全衛生向上に役立つ資料の配付提供と現場の実態に応じた安全衛生のポイントを指導。
- (※技術指導した内容について、その後の改善報告を求めるものではありません。)

公益社団法人 全国労働基準関係団体連合会 (事業・研修会の詳細は下記 QR コードから)

〒101-0047 東京都千代田区内神田 1-12-2 三秀舎ビル 6 F

電話 03-5283-1030 FAX03-5283-1032

E-mail : hitorioyakata@zenkiren.com



【令和5年度 個別労働紛争解決研修】『基礎研修』開催のご案内 (厚労省委託事業)

令和5年度個別労働紛争解決研修・基礎研修を開催します。本研修は、企業内で発生する個別労働紛争を円滑、かつ早期に解決できる人材を育成することを目的として実施します。研修はスクール方式で行われます。是非ともご参加ください。

受講方法： 研修日(ライブ配信または会場)は1日ですが、研修日前1か月間は事前学習期間としてオンデマンド配信により労働法の講義等を受講していただきます。

■事前学習期間

(研修日の1ヵ月前～研修日前日)

労働法及び事例的研修①をオンデマンド配信にて受講。



■研修日当日(ライブ配信又は会場開催) 9:20～18:00

「労働法(総括)」及び「事例的研修②～④」を受講。

受講回により、ライブ配信または会場での受講。

※基礎研修は13回開催します。うち9回は研修日ライブ配信による受講、4回は会場(東京3回、大阪1回)での受講となります。ご希望の回をお申込みください。【各回定員60名、受講料 27,500円(税込)】
※基礎研修修了者が、労働紛争に対処する能力のスキルアップを図ることを目的とした「応用研修」は、9月から令和5年2月まで10回開催します。(研修の詳細は、全基連のホームページをご覧ください。)

お問合せ・お申し込み先 公益社団法人 全国労働基準関係団体連合会(略称 全基連) 研修事業本部
TEL : 03-3518-9103 E-mail : kensyu@zenkiren.com ホームページ <http://www.zenkiren.com>

地区労働基準協会情報

(一社) 宇都宮労働基準協会 (028-633-4133)

- ① 11月7日(火) 第2回化学物質管理者講習
栃木県護国国会館
- ② 11月13日(月) 第2回保護具着用管理責任者教育
栃木県護国国会館
- ③ 11月18日(土) THPあるけあるけ実践運動
真岡市井頭公園
- ④ 11月22日(水) 永年勤続従業員表彰式 コンセーレ
- ⑤ 11月27日(月)、28日(火) 第3回職長教育
栃木県護国国会館
- ⑥ 12月15日(金) 第2回粉じん教育 栃木県護国国会館
- ⑦ 1月18日(木)、19日(金) 第4回職長教育
栃木県護国国会館
- ⑧ 1月31日(水) 労務管理講習会
宇都宮市文化会館小ホール
- ⑨ 2月15日(木) 研削砥石に係る特別教育学科
栃木県護国国会館
- ⑩ 3月14日(木) 職長等能力向上教育 栃木県護国国会館
- ⑪ 3月22日(金) 第4回理事会、第3回総務部会
文化会館会議室

(一社) 栃木労働基準協会 (0282-24-7758)

- ① 11月16日(木) 栃木地区産業安全衛生大会
とちぎ岩下の新生姜ホール(栃木文化会館)小ホール
- ② 11月22日(水) 第3回理事会 小山グランドホテル
- ③ 11月28日(火) 職長等能力向上教育 栃木商工会議所
- ④ 12月8日(金) 研削といし取替え特別教育
栃木商工会議所
- ⑤ 12月15日(金) 化学物質管理者講習(6時間講習)
栃木商工会議所
- ⑥ 1月19日(金) 令和5年度労務管理セミナー
小山グランドホテル
- ⑦ 1月24日(水) 動力プレスの金型の調整等特別教育
栃木商工会議所
- ⑧ 1月30日(火) 保護具着用管理責任者教育
栃木商工会議所
- ⑨ 2月6日(火)～7日(水) 職長教育 栃木商工会議所

(一社) 鹿沼労働基準協会 (0289-62-8633)

- ① 11月9日(木) 総務部会 鹿沼市職業訓練センター
- ② 11月17日(金) 鹿沼地区産業安全衛生大会
ニューサンピア栃木
- ③ 11月18日(土) THPウォーキング 宇都宮市森林公園
- ④ 11月22日(水) 理事会 鹿沼市職業訓練センター
- ⑤ 11月29日(水) 中高年齢者安全衛生教育
鹿沼市職業訓練センター
- ⑥ 1月19日(金) 労務管理講習会 ニューサンピア栃木
- ⑦ 1月19日(金) 新年祝賀会 ニューサンピア栃木
- ⑧ 2月8日(木) 労務管理部会 未定
- ⑨ 2月15日(木) 産業安全部会 未定
- ⑩ 2月22日(木) 労働衛生部会 未定
- ⑪ 2月未定 動力プレス特別教育 未定
- ⑫ 3月14日(木) 総務部会 未定
- ⑬ 3月21日(木) 理事会 未定

日光労働基準協会 (0288-21-2047)

- ① 11月17日(金) 第44回日光地区産業安全衛生大会
日光千姫物語
- ② 12月6日(水) リスクアセスメント担当者研修会
日光市大沢公民館会議室
- ③ 12月15日(金) 自由研削といし特別教育
日光市大沢公民館会議室
- ④ 12月20日(水) 保護具着用管理責任者講習
日光市大沢公民館会議室
- ⑤ 1月18日(木) フォークリフト運転従事者安全衛生教育
日光商工会議所今市事務所(予定)
- ⑥ 2月8日(木)～9日(金) 第2回職長教育
日光商工会議所今市事務所(予定)
- ⑦ 2月16日(金) 労務管理部会及び労務管理講習会
日光市大沢公民館会議室(予定)
- ⑧ 3月5日(火) 玉掛け業務従事者安全衛生教育
那須クレーン教習所
- ⑨ 3月21日(木) 専門部合同会議
日光市大沢公民館会議室

(一社) 足利労働基準協会 (0284-73-6660)

- ① 11月17日(金) テールゲートリフターの操作特別教育②
足利市民プラザ
- ② 11月28日(火) 足利地区産業安全衛生大会
足利市民プラザ
- ③ 12月2日(土) テールゲートリフターの操作特別教育③
足利市民プラザ
- ④ 12月5日(火) リスクアセスメント実務講習
足利市民プラザ
- ⑤ 12月7日(木) マスクフィットテスト実施者養成講座
足利市民プラザ
- ⑥ 2月14日(水) 保護具着用管理責任者講習②
地場産振興センター
- ⑦ 2月16日(金) 化学物質管理者講習②
地場産振興センター

(一社) 佐野労働基準協会 (0283-24-6470)

- ① 11月28日(火) 令和5年度佐野地区産業安全衛生大会
ホテルサンルート佐野
- ② 12月7日(木) 労務管理セミナー 佐野市勤労者会館
- ③ 12月13日(水)14日(木) 職長教育
佐野市勤労者会館
- ④ 12月19日(火) 第2回理事会(予定)
(株)ホテルサンルート佐野(予定)
- ⑤ 2月2日(金) 新春労務講演会・新春労務懇談会
(株)ホテルサンルート佐野(予定)
- ⑥ 2月21日(水) 粉じん作業特別教育
佐野市勤労者会館
- ⑦ 2月29日(木) 化学物質管理者講習(6時間)
佐野市勤労者会館
- ⑧ 3月14日(木) 第3回理事会
(株)ホテルサンルート佐野(予定)

(一社) 塩那労働基準協会 (0287-22-7100)

- ① 11月9日(木)～10日(金) 第3回職長教育
県北体育館
- ② 11月29日(水) 化学物質管理責任者講習
県北体育館
- ③ 12月6日(水) リスクアセスメント担当者研修
県北体育館
- ④ 1月19日(金) 第2回職長能力向上教育(製造業)
県北体育館
- ⑤ 2月16日(金)
総務部・産業安全部・労働衛生部 合同部会
場所未定
- ⑥ 3月7日(木) 第4回理事会
トコトコ大田原

(一社) 真岡労働基準協会 (0285-82-5185)

- ① 11月8日(水)
フルハーネス型安全帯使用作業特別教育
真岡市公民館
- ② 11月15日(水) 真岡地区産業安全衛生大会
フォーシーズン静風
- ③ 12月11日(月)
化学物質管理者講習(取扱い事業場向け6時間)
真岡市公民館
- ④ 12月12日(火) 転倒防止セミナー 真岡市公民館
- ⑤ 12月14日(木)～15日(金)
産業用ロボット特別教育(座学) 真岡市公民館西分館
- ⑥ 1月22日(月)～23日(火) 職長教育
真岡市公民館西分館
- ⑦ 1月29日(月) 保護具着用管理責任者教育
真岡市公民館
- ⑧ 2月21日(水) 化学物質に関する説明会
真岡市公民館
- ⑨ 2月 労務管理セミナー

2023年度各種技能講習等実施計画表

(一社) 栃木県労働基準協会連合会

	実施月日	講習科目等	会場	受付開始	締切
10	5 (木) ~ 6 (金)	乾燥設備作業主任者技能講習②	建設産業会館	8/ 4 (金)	9/21 (木)
	10 (火) ~ 11 (水)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習⑥	〃	8/10 (木)	9/26 (火)
	16 (月)	保護具着用管理責任者教育②	護国会館	7/ 7 (金)	10/ 2 (月)
	23 (月) ~ 25 (水)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習⑤	建設産業会館	8/23 (水)	10/10 (火)
	26 (木) ~ 27 (金)	有機溶剤作業主任者技能講習⑥	〃	8/25 (金)	10/12 (木)
11	1 (水) ~ 2 (木)	栃木 KYT トレーナー研修② (中災防主催)	建設産業会館	中 災 防	中 災 防
	6 (月) ~ 8 (水)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習⑥	〃	9/ 6 (水)	10/23 (月)
	9 (木) ~ 10 (金)	プレス機械作業主任者技能講習②	〃	9/ 8 (金)	10/26 (木)
	11 (土)	出張特別試験 (関東安全衛生技術センター主催)	白鷗大学(小山)	別 途	別 途
	20 (月) ~ 21 (火)	安全管理者選任時研修②	護国会館	9/20 (水)	11/ 6 (月)
	22 (水)	保護具着用管理責任者教育 (臨時)	〃	9/19 (火)	11/ 8 (水)
	27 (月)	化学物質管理者講習(化学物質の製造事業場以外)(振替分・臨時)	〃	9/27 (水)	11/13 (月)
	29 (水) ~ 30 (木)	有機溶剤作業主任者技能講習⑦	建設産業会館	9/29 (金)	11/15 (水)
12	4 (月) ~ 6 (水)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習⑦	〃	10/ 4 (水)	11/20 (月)
	11 (月) ~ 12 (火)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習⑦	〃	10/11 (水)	11/27 (月)
	18 (月) ~ 19 (火)	衛生管理者能力向上教育	護国会館	10/18 (水)	12/ 4 (月)
	20 (水) ~ 21 (木)	有機溶剤作業主任者技能講習⑧	建設産業会館	10/20 (金)	12/ 6 (水)
	22 (金)	保護具着用管理責任者教育 (臨時)	〃	10/19 (木)	12/ 8 (金)
	25 (月) ~ 26 (火)	化学物質管理者講習 (化学物質の製造事業場) (変更・臨時)	〃	10/30 (月)	12/11 (月)
1	9 (火) ~ 10 (水)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習⑧	〃	11/ 9 (木)	12/25 (月)
	15 (月) ~ 16 (火)	有機溶剤作業主任者技能講習⑨	〃	11/15 (水)	1/ 5 (金)
	19 (金)	保護具着用管理責任者教育③	護国会館	11/17 (金)	1/ 5 (金)
	25 (木) ~ 26 (金)	鉛作業主任者講習	建設産業会館	11/24 (金)	1/11 (木)
	29 (月) ~ 31 (水)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習⑧	〃	11/29 (水)	1/15 (月)
2	5 (月) ~ 6 (火)	乾燥設備作業主任者技能講習③	〃	12/ 5 (火)	1/22 (月)
	7 (水)	化学物質管理者講習 (化学物質の製造事業場以外) ⑤	〃	12/ 7 (木)	1/24 (水)
	13 (火) ~ 14 (水)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習⑨	〃	12/13 (水)	1/30 (火)
	21 (水) ~ 22 (木)	安全管理者選任時研修③	護国会館	12/21 (木)	2/ 7 (水)
	28 (水) ~ 29 (木)	有機溶剤作業主任者技能講習⑩	建設産業会館	12/25 (月)	2/14 (水)
3	4 (月) ~ 6 (水)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習⑨	〃	1/ 9 (火)	2/19 (月)
	11 (月) ~ 12 (火)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習⑩	〃	1/11 (木)	2/26 (月)
	21 (木) ~ 22 (金)	安全衛生推進者講習⑤ (一般③)	〃	1/22 (月)	3/ 7 (木)
	27 (水) ~ 28 (木)	有機溶剤作業主任者技能講習⑪	〃	1/29 (月)	3/13 (水)

◆ 申込方法・申込用紙につきましては当連合会のホームページに詳細・書式がございますので、最新のものをダウンロードしてご利用ください。(※インターネットがご利用できない方は直接お問い合わせください。)

URL 【 <http://www.tochikiren.or.jp> 】

(一社) 栃木県労働基準協会連合会 (平日 9:00 ~ 17:00 土日祝は休業)

〒321-0933 栃木県宇都宮市築瀬町 1958-1 栃木県建設産業会館 4 階

TEL : 028-678-2771 FAX : 028-678-2775 Email : info@tochikiren.or.jp



とちぎ労基連トピックス④

令和 5 年度 衛生管理者能力向上教育実施のお知らせ

事業場所属の衛生管理者は、厚生労働省ガイドライン(平成 25.22 付「能力向上教育指針公示 1 号」)により、**選任後、原則 5 年を超えない期間ごとに労働衛生管理に係る能力向上教育を受講することが、事業主に求められています。**

とりわけ、化学物質管理に関する関係法令が一大転換期を迎えている現下の状況においては、当該教育の受講が極めて重要となっています。

当連合会では、これら法改正の内容からその対応に至るまで、必要な情報や管理のノウハウを専門の講師陣により、具体的かつ詳細に解説することとしています。

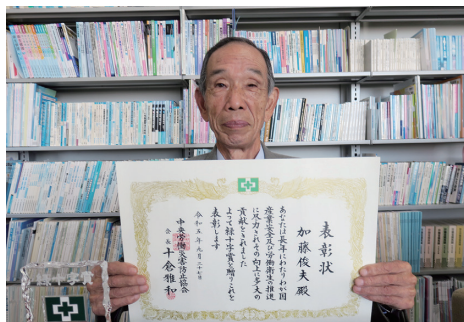
本講習は 2 年に 1 回の隔年開催ですので、関係事業主の皆様には、貴職配下の衛生管理者につきまして、行政からの指摘を受ける前に、是非とも受講手続きをお取りいただきますようご案内いたします。(受講者には修了証が交付されます)

1 開催日時 令和 5 年 12 月 18 ~ 19 日 (2 日間)

2 会場 栃木県護国会館 (宇都宮市陽西町 1-37)

(申し込み方法と講習内容の詳細は当連合会 HP をご覧ください。)

加藤俊夫氏が中災防の緑十字賞を受賞されました。



（一社）鹿沼労働基準協会が実施する安全衛生教育の講師を永年務められた元栃木労働局労災防止指導員の加藤俊夫氏（日光市）が本年度の中央労働災害防止協会・緑十字賞を受賞されました。

本年度の中災防主催の全国産業安全衛生大会は 9 月に名古屋で開催され、同大会の総合集会で表彰式が行われました。

加藤氏は同協会の部会役員を務める傍ら、25 年間の長きにわたり、鹿沼労働基準協会が実施する雇い入れ時教育や職長教育、更にはリスクアセスメント担当者養成研修など多くの研修の講師を務め、会員事業場

の安全衛生水準の向上に多大な貢献をして来られました。

この間加藤氏は、これらの功績により、1998 年には、（社）栃木県労働基準協会連合会長労働衛生功績賞、2006 年には栃木労働局長安全衛生推進賞を受賞されており、今回はこれらの受賞を経て栄えある緑十字賞の受賞に至ったものです。

誠におめでとございました。

中央労働災害防止協会より当連合会に感謝状が授与されました。



中央労働災害防止協会（理事長 竹越 徹）では、当連合会が、永年に亘り中災防が実施する KYT トレーナー研修の開催をはじめとする各種のゼロ災運動推進活動に協力し、栃木県内の多くの企業に多数の人材を輩出するなど、当県におけるゼロ災運動の推進に多大な貢献をしたとして、当連合会に対し、先の全国産業安全衛生大会において感謝状が授与されました。

当連合会では、今後も引き続きゼロ災運動推進活動に積極的に取り組み、関係行政機関、労働災害防止団体との連携協力に努めながら、県内

の労働災害撲滅に向けて各種事業を積極的に推進することとしています。

今後共、当連合会の各種事業活動へのご支援、ご協力を宜しくお願いいたします。

中小企業無災害記録第四種（銀賞）が達成されました！

今年度、下記の事業場が無災害記録の認定を受けて、中小企業無災害記録証（表彰状）と副賞（表彰盾）が中央労働災害防止協会から授与されました。

無災害記録の達成おめでとうございます。達成した事業場にはこれからも無災害の継続に向けて、更に活発な安全管理活動の取り組みをお願いいたします。

所在地	事業場名	種別	期間	労働者数
佐野市	株式会社野中工業所	第四種（銀賞）	平成 27 年 8 月 18 日 ～令和 5 年 5 月 18 日	37 名